

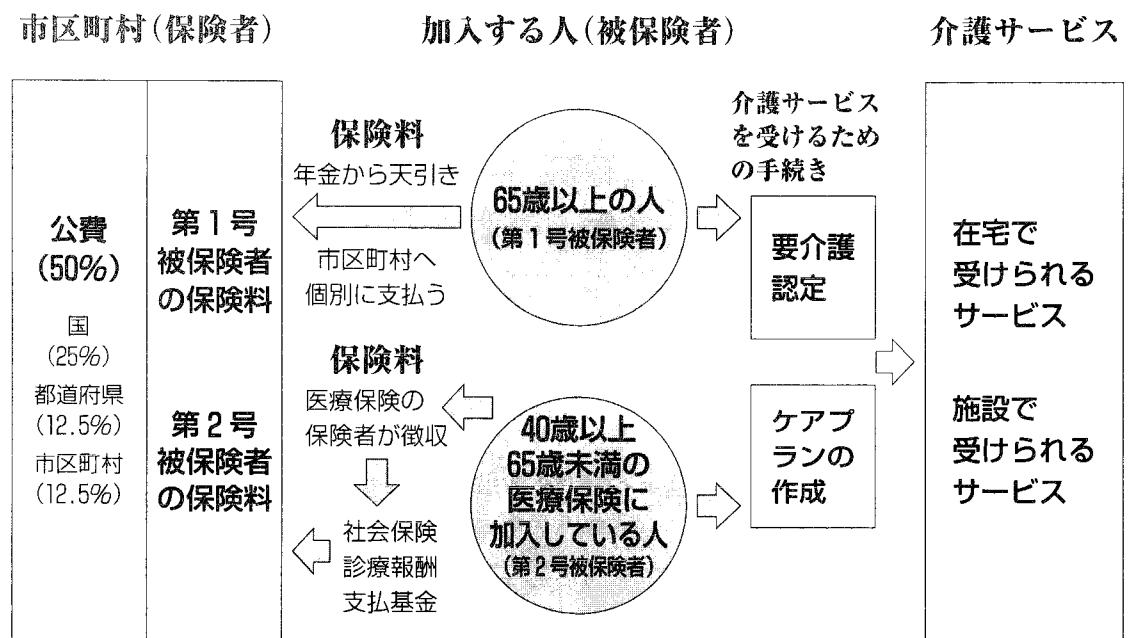
平成12年4月スタート

平成12年4月1日より介護  
保険制度が始まります。この

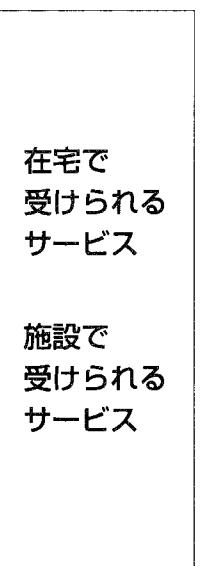
制度は、老人保健施設や病院、家庭内に分かれている高齢者の介護を社会全体で支え、取り組んでいこうというものです。

三、保険料 なくてはなりません。  
65歳以上の人を第一号被保  
険者、40歳以上65歳未満の人  
で国民健康保険や健康保険等  
に加入している人を第二号被  
保険者といいます。

## 介護保険の概要



介護サービス



急速に進む高齢化と家で高齢者を介護する人の2人に1人がまた60歳以上という現実に対処する必要から、公的な介護保険が制度化されることになりました。

これにより治療よりも介護が目的の「社会的入院」は介護保険で対処するため、各医療保険制度の負担の軽減も期待されています。

## 二、被保険者

### 介護保険制度のしくみ

介護保険の運営は市町村が行ない、国や県が支援します。

第一号被保険者について  
は、市町村ごとに所得に応じ  
た保険料が原則として公的年  
金より天引きされます。天引  
きできない人は、普通徴収に  
なります。

第二号被保険者については、  
加入している医療保険の規定  
による保険料を医療保険と併  
せて徴収する仕組みです。

待されて います

帝國の

二、被保険者

40歳以上の人には、すべて被保険者となり、保険料を納めます。

介護保険の運営は市町村が行ない、国や県が支援します。

介護保険制度のしくみ

一、保険者

介護保険で対処するため、各医療保険制度の負担の軽減も期待されています。

がんじでいる医療保険の制度による保険料を医療保険と併せて徴収する仕組みです。

## 四、利用料

利用者は介護サービスを利用するたびに、一割の利用料を支払います。この他に施設に入所された場合は食費と、日常生活に要する費用を負担します。また費用が著しく高額になるとときは、「高額介護サービス費」が支給されます。

	<b>第1号被保険者</b>	<b>第2号被保険者</b>
<b>対象者</b>	65歳以上の人	40歳以上65歳未満の医療保険に加入している人
<b>サービス(給付)を受けられる対象者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝たきりや痴呆などで入浴、排せつ、食事などの日常動作について常に介護が必要な人</li> <li>・家事や身じたくなどの日常生活に支援が必要な人</li> </ul>	初老期痴呆、脳血管障害など。老化にともなう病気によって介護などが必要となった人
<b>保険料</b>	所得段階に応じて市区町村ごとに定額が決められます。 ※市区町村の介護サービスの水準に応じて変わります。	加入している医療保険の計算方法をもとに決められます。 ※所得などに応じて変わります。
<b>利用する料金</b>	費用の1割を支払います。施設に入る場合には食事代の一部(標準負担額)も支払います。 なお、1割の利用者負担が高額になる場合、自己負担額の上限が設けられます(高額介護サービス費)。	

## 介護保険で受けられるサービス

(六)介護サービス  
ケアプランが決まるとき、事業者からサービスを受けます。費用は、自己負担が一割となります。

また緊急にサービス提供が必要なケースにおいては、認定前の時点でも、まず先にサービスが提供され、認定は事後に行われます。

小規模な改修の費用を支給します。

介護保険では、在宅で介護されている人が受けられるサービスと施設に入所している人が受けられるサービスがあります。

## 一、在宅で受けられるサービス

- ①訪問介護：ホームヘルパーが家庭を訪問して、介護や家事の援助をします。
- ②訪問入浴：浴槽を積んだ入浴車で家庭を訪問します。
- ③訪問看護：看護婦などが家庭を訪問します。
- ④訪問・通所によるリハビリテーション：理学療法士や作業療法士などが家庭や施設でリハビリテーションをします。
- ⑤かかりつけ医の医学的管理等：医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導をします。
- ⑥日帰り介護（デイサービス）：デイサービスセンター
- ⑦短期入所サービス（ショートステイ）：介護を必要とする人を介護施設で短期間介護する。
- ⑧痴呆の要介護者のためのグループホームにおける介護：痴呆のため介護を必要とする人が十人前後で共同生活をする住居（グループホーム）で介護します。
- ⑨有料老人ホーム等における介護：有料老人ホームなどの介護サービスも介護保険の対象となります。
- ⑩福祉用具の貸与および購入費の支給：車椅子やベットなどの福祉用具を貸し出すほか、特殊尿器などは購入費を支給します。
- ⑪在宅改修費の支給：手すりの取り付けや段差解消などの

サービス提供機関などとの連絡調整をします。

## 二、施設で受けられるサービス

①特別養護老人ホーム：當時介護が必要で、在宅での適切な介護が困難な人の生活の場です。

②老人保健施設・入院治療は必要のない人に、家庭へ戻れるよう介護やりハビリなどをします。

③療養型病床群などの介護体制が整った施設：長期にわたる介護が必要な人が入院します。完全看護で一般病院より住みやすさを考えてあります。

現在でも高齢者の介護で利用できる制度が各種ありますので、介護保険とあわせて御質問等がございましたら、役場住民課保健福祉係まで、おたずね下さい。

## 介護サービスを受けるための手続き

介護保険のサービスを受け  
られるのは、  
55歳以上の人  
できます。在宅サービスは要  
介護状態に応じて六段階に分

か、40歳以上65歳未満でも初老期痴呆や脳血管障害などによつて日常生活に介護や支援の必要な人です。これまでおり、他に特別養護老人ホームなどを利用する施設サービスについてもそれぞれサービスの種類と費用の限度

(一) 市町村への申請  
介護サービスを希望する人は、まず市町村の窓口で申請をします。  
介護保険は、現物(サービス)支給であり、現金は支給されません。

(二) 市町村の調査	
申請を受けた市町村は調査員を派遣し介護サービスを希望する人のおかれている環境や、心身の状況について調査します。	サービス内容による費用の限度額(1か月)
(虚弱)	6万円程度
(軽度)	14~16万円程度
(中度)	17~18万円程度
(重度)	21~27万円程度
(痴呆)	23万円程度
(最重度)	23~29万円程度
(厚生省資料より)	

区分	サービス内容による 費用の限度額 (1か月)
支援状態(虚弱)	6万円程度
要介護1(軽度)	14~16万円程度
要介護2(中度)	17~18万円程度
要介護3(重度)	21~27万円程度
要介護4(痴呆)	23万円程度
要介護5(最重度)	23~29万円程度